

「くしろ誘客促進宣伝事業」に係る企画提案募集要項

一般社団法人釧路観光コンベンション協会

1 事業目的

新型コロナウイルスの影響により大きく減少した当地への旅行者の回復にむけ誘客促進事業を実施する。地元で展開されるキャンペーン情報や「安心」や「おもてなし」をはじめ、雄大な自然景観を織り込んだ映像を制作し、Y o u t u b e や S N S 広告等を活用した情報発信を展開し、道内外からの観光客誘致を図る。

2 業務内容

「くしろ誘客促進宣伝事業」仕様書のとおり。

3 実施期間

実施期間は、契約締結日から令和3年1月31日（日）までとする。

4 参加資格要件

(1) 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

ウ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事業所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。

エ 釧路市暴力団排除条例第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

オ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

5 企画提案に係る手続き

(1) 参加表明書の作成及び提出方法

ア 提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②会社概要（様式第2号）

イ 提出期間

令和2年7月20日（月）から令和2年7月27日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

一般社団法人釧路観光コンベンション協会 担当：伊藤 内間木

〒085-0013 釧路市幸町3丁目3番地

電話：0154-31-1993 FAX：0154-31-1994

E-mail：mail@kushiro-kankou.or.jp

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、FAXやメールによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2) 企画提案書作成及び提出方法

参加表明書及び関係書類（以下、「参加表明書等」という。）による参加資格の要件審査の適否については参加資格要件審査結果通知書（様式第3号）により通知する。参加資格が適合と判定された者（以下、「資格適合者」という。）は企画提案書を作成し提出することができる。

ア 提出書類

- ①企画提案書（様式第4号）
- ②見積書（様式任意）
- ③会社概要（様式任意）
- ④その他、企画提案を説明する補足資料があれば添付可とする。（任意様式）

イ 提出部数

正本1部 副本5部

ウ 提出期限

令和２年８月７日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時から１７時まで。

エ 提出先

上記５－（１）－ウに同じ。

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、ＦＡＸやメールによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合においては、提出期間内に提出先に必着のこと。

カ 企画提案書の様式記載事項

別紙「くしろ誘客促進宣伝事業」仕様書は、業務の概要や手法、委託者が業務の成果として求める最低限の内容を参考として提示するものであり、提案者の提案を制限するものではない。

（３）企画提案書の提出にあたっての留意事項

ア 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、あらためて企画提案書及び関係書類一式を提出すること。

イ 提出期限を過ぎた後は、企画提案書及び関係書類の変更はできない。

ウ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。

（４）失格となる資格適合者

資格者適合者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書が無効とし、その者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 企画提案書及び関係書類が提出期限までに提出されない場合。

イ 提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。

ウ 本募集要項４に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合。

エ その他、本募集要項の定めに反した場合。

オ 本件に関して不正行為等があった場合。

（５）無効となる企画提案書等

企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、企画提案書要件審査結果通知書（様式第５号）により通知する。

ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。

イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

エ 虚偽の内容が記載されている場合。

(6) その他

ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。

イ 参加表明書等、企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等、企画提案書は、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された参加表明書等、企画提案書は、返却しない。

オ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

6 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に係る質問のみとし、質問書（様式第6号）により電子メールにて受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受けつけない。

(2) 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

(3) 提出方法

質問は電子メールによるものとする。なお、質問者は必ず着信したことを確認すること。

(4) 受付期間

ア 企画提案書の作成、提出に係る質問については、令和2年7月20日（月）から令和2年7月29日（水）までの9時から17時まで。

(5) 回答方法

参加表明書及び企画提案書の作成、提出に係る質問に対する回答方法は、質問を一般社団法人釧路観光コンベンション協会が受理した日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者に対して、電子メールにて回答するものとする。

7 企画提案書の評価及び審査方法

(1) 審査方法

ア 企画提案書等の審査は、プロポーザル審査委員会において行うものとする。

イ 参加表明書等による要件審査

本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、適否を判定する。参加資格適合と判定された者（以下、「資

格適合者」という。) に対しては、書面(様式第3号)によりその旨を通知し、企画提案書の提出を要請する。この審査において非適合と判定された者に対しては、書面(様式第3号)によりその旨を通知する。

ウ 企画提案書による要件審査

資格適合者により提出された企画提案書について、別紙「くしろ誘客促進映像宣伝事業」仕様書及び募集要項5(5)の基準に基づき要件審査を行う。この審査において、企画提案書が無効と判定された者については、書面(様式第5号)によりその旨を通知する。

エ 企画提案書による内容審査

プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーションの機会を設け、企画提案書の内容審査を行い、最優秀提案事業者を選定する。

(2) 評価項目及び基準等

別表「評価項目一覧表」のとおり

8 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

(1) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求

ア 参加資格要件を満たさない場合を非適合と言い、本募集要項5(5)で示す項目に該当した場合を無効と言い、またプロポーザル審査委員会の選定結果を踏まえ当該委託業務の内容に適すると認められる事業者に特定されなかった場合を非特定と言うこととする。

イ 非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面(任意様式)により一般社団法人釧路観光コンベンション協会に対してそれぞれの理由の説明を求めることができる。

(2) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

イ 提出方法

書面(任意様式)によるものとする。

ウ 受付期間

説明を求めることができる期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

(3) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算

して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に要求者に対し書面により行う。

9 委託業務契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手方として特定

最優良提案事業者を審査委員会において選定し、会長はこの選定結果を踏まえ、最も適すると認められる事業者を特定し、その事業者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とする。なお、事業者の特定結果については、事業者特定結果通知書(様式第7号)により通知する。

(2) 委託業務契約金額

委託業務契約金額は、原則として、特定者の提案した企画提案書内に記載された見積額の金額とする。

(3) 委託業務契約内容等

本委託業務契約は、委託業務契約書によるものとする。

(4) 委託料の支払い

委託業務に関する委託料の支払いについては、原則一括精算払いとする。ただし、必要のある場合は、一般社団法人釧路観光コンベンション協会と特定者との協議により定めた支払計画に基づき分割払いや前払金も可とする。

10 スケジュール

(1) 公募要項等の公表 7月20日(月)

(2) 参加表明の提出期限 7月27日(月)

(3) 企画提案に関する質問の受付期限 7月29日(水)

(4) 企画提案の提出期限 8月7日(金)

(5) プレゼンテーション、審査委員会 8月11日(火)(時間は別途指定)

(6) 契約締結、業務開始 8月12日(水)

※プレゼンテーション、審査委員会及び契約締結、業務開始時期については、新型コロナウイルスによる影響等により記載日程より遅れる場合もあります。

11 事務局

一般社団法人釧路観光コンベンション協会 担当：伊藤、内間木

〒085-0013 釧路市幸町3丁目3番地

電話：0154-31-1993 FAX：0154-31-1994

E-mail：mail@kushiro-kankou.or.jp